

預金口座振替による健康保険料等の納付について（お知らせ）

平素は、健康保険料等の納付期限内納付について、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、当健康保険組合と **株式会社みなと銀行** との間で、健康保険料等の預金口座振替に関し、契約を締結しました。事業所様が取引されている **みなと銀行の本・支店**（以下「取引金融機関」といいます。）の普通預金・当座預金の口座から引き落としの上、健康保険料等を納付していただくことができることになりましたので、お知らせします。

ご利用を希望される場合は、次の事項にご留意願います。

- 1 取引金融機関に次の依頼書を提出し、指定預金口座等の確認を受けて、健康保険組合用の依頼書を当組合に提出してください

なお、依頼書の用紙は、当組合へご連絡いただくか、当組合のホームページからダウンロードしてご用意願います。

依頼書（3通で1セット）

- ・健康保険 保険料納入告知書送付（新規・変更）依頼書 [健康保険組合用]
- ・健康保険 保険料預金口座振替依頼書 [金融機関用]
- ・健康保険 保険料納入告知書送付（新規・変更）依頼書（控）
兼 健康保険 保険料預金口座振替依頼書（控） [事業主用]

- 2 振替日は、毎月末日です。ただし、当日が銀行の休業日にあたる時は、その翌営業日です。

- 3 振替処理は、振替日の前営業日の最終残高によって行われます。

- 4 前記1の依頼書を当月末日までに当組合に提出していただきますと、翌月末日に振替を開始します。

例えば、平成29年4月28日（金）までに、前記1の依頼書を当組合に提出していただきますと、平成29年4月分の保険料について、平成29年5月31日に振替処理が行われます。

- 5 事業所様に手数料をご負担していただく必要はありません。

- 6 取引金融機関を変更する場合、口座番号を変更する場合は、当組合にご連絡をしていただきますようお願いいたします。

- 7 現在、みなと銀行において、口座振替によって健康保険料等を納付していただいている事業所様については、上記1の手続きをしていただく必要はありません。

なお、平成29年4月分の保険料（振替日 平成29年5月31日）から、この契約による口座振替を開始させていただきます。